

誠和学院

ネクタイ着用巡って首切り強行！！

仮処分で勝利「決定」

神戸地裁姫路支部は、Iさんが申立て、解雇撤回をめざして闘ってきた地位保全仮処分につき、12月8日付け勝利の『決定』を出し、翌9日に送達されました。

『決定』文では、「債権者は、ネクタイ着用について職員による十分な話し合いがされていないことに対して、その機会を与えるように債務者に求めたのに対し、債務者は、一方的に、校務運営会議の決定であるとして、まずその決定内容を遵守することを求めたことが本件解雇に至る契機であるが、債権者の債務者に対する上記要求内容が不合理なものであるとはいうことはできない。すなわち、ネクタイ着用…それまで義務化されていなかったことを職員に義務付けさせる以上、債務者側から事前に職員に対して何らかの説明があつてしるべきであるし、職員の意見を聴取する機会を設けるなどして職員の理解を得る必要はあるといえる…。

このようなことを総合すれば…校長の地位を死守するとともに、学内の意思統一を図るために、債権者を排除する目的で本件解雇を行ったといわざるを得ないのであって、これに、債権者が本件解雇以前に何ら債務者から処分を受けたことがなく、また、債務者就業規則には解雇以外の懲戒処分（訓戒、戒告、減給、昇給停止、停職）についての規定が存在すること…を合わせ考慮すれば、上記認定に係る債権者の言動は、解雇を相当とする非違行為であるということとはできない。

したがって、本件解雇は、重きに失し、社会通念上相当であるとはいえないから、無効である。」

(以上、「第3 当裁判所の判断」より抜粋)

私達は「解雇とは人の生活権を奪うもの」とであると言う非情さ故に、基本的人権の立場から、学院側はこの『決定』を重く受け止め、即時就労させるとともに、団体交渉を行えと求めましたが、学院側は団体交渉を拒否して来ました。

これは労働組合法第7条2項違反であり、学院側の法違反の体質をあからさまにしたと言わざるをえません。

私達は、16日付け提訴した本訴を取り組んで行きますが、学院側は、良識を持って、即時解雇を撤回して謝罪し、原状復帰を速やかに実行するべきであると、皆さんに訴えます。



解雇を撤回して謝罪し 即時就労させよ!!

誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158

09.12.24